

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法」、「認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

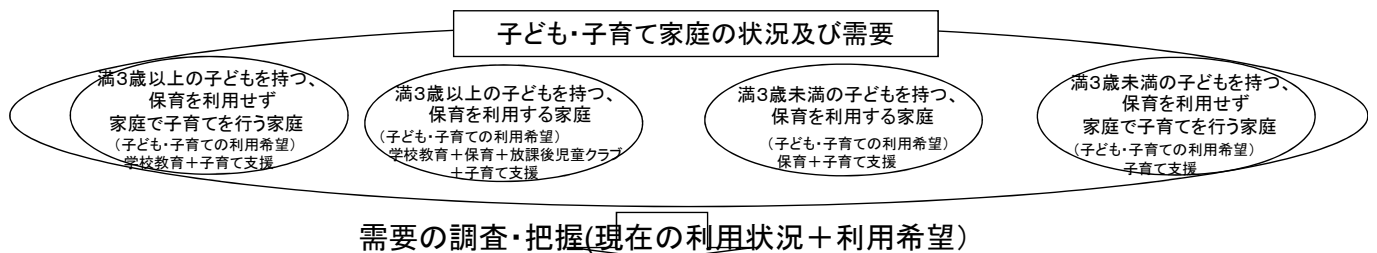
◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）、及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - * 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④ 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）
- ⑥ 政府の推進体制
 - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
 - ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
 - ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務
- ⑧ 施行時期
 - ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に新制度の施行を想定



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

- ・利用者支援
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・子育て短期支援事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)

【目的】新たな制度の下、法第六十条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、もって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等。

【構成】

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

…地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期から切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

次世代育成支援対策推進法の概要(平成17年4月から10年間の時限立法)

【次世代育成支援対策推進法】(※但し、現在改正の検討中)

- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

※ 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定める。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画
→地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

事業主行動計画の策定・公表・周知

- ①一般事業主行動計画(企業等)
→大企業(301人以上):義務
中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
中小企業(100人以下):努力義務
一定の基準を満たした企業を認定(くるみんマーク)
- ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体等)

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

- ・都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

次世代育成支援対策推進センター

- ・事業主団体等による情報提供、相談等の実施

現在の次世代育成支援対策推進法 行動計画策定指針 (※但し、現在改正の検討中)

- 一 背景及び趣旨
- 二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項
- 四 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準
- 五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項
 - 1 市町村行動計画
 - 2 都道府県行動計画
- 六 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 七 一般事業主行動計画の内容に関する事項
- 八 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 九 特定事業主行動計画の内容に関する事項

【地方公共団体の行動計画】

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に関して、五年ごとに、五年を一期として、「地域における子育ての支援」、「保護を要する子どもの養育環境の整備(都道府県行動計画に限る。）」、「母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」などの次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画を策定することとしている。行動計画を策定する際には、パブリックコメントなどの住民の意見を反映させる措置を義務付け、労使の意見を反映させる措置を講ずるよう努めるとともに、策定した際の公表、当該行動計画に基づく施策の実施状況の公表などを義務付けている。また、市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めることとしている。

(1)地域における子育ての支援

(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られる必要がある。また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとする事が望ましい。

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(4)子育てを支援する生活環境の整備

(5)職業生活と家庭生活との両立の推進等

(6)子ども等の安全の確保

(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進